公告第２０５号

入札公告

上田市が発注する委託業務について、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「政令」という。）第１６７条の６の規定により、次のとおり公告します。

令和８年１１月２５日

上田市長　　斉藤　達也

１　業務内容

業務名	固定資産税・都市計画税納税通知書等封入・封緘業務委託（単価契約）
業務概要	固定資産税・都市計画税納税通知書、課税明細書、納付書、口座振替依頼書、チラシ１種類の封入及び封緘作業。 封入及び封緘後の分類及び計数作業。
業務場所	契約業者が上田市内に所有する、個人情報の保護が確保できる場所
仕様書	別紙のとおり
業務期間	令和９年２月２４日から令和９年３月３１日まで

２　入札者の参加資格条件

令和７・８・９年度上田市物品入札（見積）参加資格者名簿に登載されている者で、次に掲げる要件を全て満たしている者であること。要件に違反した入札は無効となります。

（１）上田市内に本社または支社、支店、営業所等を有すること。

（２）個人情報を漏洩、紛失等がないような作業場所を所有し、その場所にて業務を実施できること。

（３）個人情報を漏洩、紛失等がないような人員を用意し、それらの者により業務を実施できること。

（４）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項各号及び第

２項目の規定に該当しない者であること。

（５）公告日から落札決定までの間に上田市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要綱（平成２２年告示第８０号）に基づく停止措置を受けていない者であること。

（６）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

（７）上田市暴力団排除条例（平成２４年条例第６号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条例第６条第１項に規定する暴力団関係者でないこと。

（８）次に掲げる者は、同一の一般競争入札に参加できません。

(ｱ)　会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号の２及び第４号の２に規定する親会社等と子会社等の関係にある者又は親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある者

(ｲ)　一方の会社の代表権のある役員が他方の会社の代表権のある役員又は他方の会社の管財人を現に兼ねている者

３　入札参加資格の確認

入札参加を希望する者は、次のとおり「入札参加資格確認書」を事前に提出し、本委託業務に係る入札参加資格を満たすかの確認を受けてください。

確認書の様式	別紙「入札参加資格確認書」に入札参加を希望する者の所在地等及び作業予定場所を明記してください。 　なお、必要に応じて入札前に作業予定場所の現地確認や作業予定者の確認、実績の聞き取り等の事前調査を行うことがあります。その結果、個人情報保護に十分な体制ではないと判断した場合は、入札参加資格を満たさないものとします。
確認書の提出	令和８年１２月１５日（火）午後４時３０分まで 郵送及び e-mail での提出も可とします。
確認書の提出先	上田市財政部税務課（上田市役所１階）
その他	確認を受けた「入札参加資格確認書」は、入札時に入札書と一緒に提出してください。提出がない者の入札は無効とします。

4　入札日程等

仕様書の閲覧	令和８年１１月２５日（水）から令和８年１２月１６日（水）まで、上田市ウェブサイト（https://www.city.ueda.nagano.jp）への掲載により行います。
質問の受付	令和８年１１月２５日（水）から令和８年１２月９日（水）までに財政部契約検査課への e-mail にて行います（様式は任意）。
質問書の様式	様式は任意とします。ただし、業者名・担当者名が分かるようにし、内容は簡潔なものとしてください。
質問への回答	令和８年１２月１１日（金）までに行い、上田市ウェブサイトで閲覧に供します。
入札日時	令和８年１２月１７日（木）　午前１０時００分
入札場所	上田市役所本庁舎３階３０１・３０２会議室
入札方法及び 入札書の提出方法	紙入札によります。 入札書は入札場所に持参してください。 入札参加資格確認書を入札書と一緒に提出してください。 ※初回入札で落札者が決定しない時は引き続き２回目の入札を行います。再度の入札でも落札者が決定しない時は、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第８号の規定により随意契約とします。その場合の見積り回数は２回です。 ※初回入札に限り、簡易書留による郵送での提出も認めます。この場合、令和８年１２月１６日（水）午後４時３０分までに契約検査課必着とします。

5　入札事項等

入札事項	①　１件の入札に対して複数の入札書の提出があった場合は、すべての入札を無効とします。 ②　入札参加者が１者のみの場合も有効とし開札します。 ③　入札参加資格確認書の提出がない者の入札は無効とします。

入札書記載金額	落札決定にあたっては、入札書に記載された単価に、当該金額の１００分の１０に相当する額（以下、消費税相当額という）を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約を締結するので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税相当額を控除した金額を入札書に記載してください。
入札保証金	入札書に記載した総額に消費税及び地方消費税を加算した額の５％とし、納付は免除します（落札者が契約を締結しない場合は納付が必要です）。
契約保証金	上田市財務規則（平成１８年上田市規則第４５号）第１２４条の規定によることとします。
落札者の決定方法	予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

６　問い合わせ

入札に関すること（担当：塚田）

上田市財政部契約検査課（上田市役所本庁舎３階）

TEL　０２６８－２３－５２５７

FAX　０２６８－２３－５１１６

e-mail keiyakukensa@city.ueda.nagano.jp

仕様に関すること（担当：佐藤）

上田市財政部税務課（上田市役所本庁舎１階）

TEL　０２６８－２３－８２４０

FAX　０２６８－２３－４１３６

e-mail zeimu@city.ueda.nagano.jp